

保証料について

信用保証協会の保証によって融資を受けた場合は、利用の対価として保証料をお支払いいただきます。いただいた保証料は、信用保険料、損失の補填、経費など信用保証制度を健全に運営する上で必要な費用に充当されます。

※信用保証協会をご利用いただく際に、お客様にいただくのは保証料のみです。斡旋料、相談料等は一切、いただきません。

保証料率はお客様の経営状況に応じて下表の通り9段階に分かれます。なお、特別小口保証、経営安定関連保証等を利用した保証等については保証料率が異なります。

(※)貸借対照表を作成していないお客様は⑤の区分の保証料率が基本料率として適用されます。(具体例:法人成り後、決算をしていない法人、個人事業主で貸借対照表を作成していない方等)

保証料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

「保証料率割引制度」

- 財務諸表が「中小企業の会計に関する指針」に準拠して作成されていることが確認[※]できる法人、または会計参与を設置している旨の登記を行っている法人の場合、0.1%割引引きします。【※当該財務諸表の作成に携わった公認会計士または税理士が「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況を確認した書類により確認します。】
 - 有担保保証の場合、0.1%割引引きします。(一部の保証制度は割引の対象外となります)
 - 「ひょうご中小企業技術評価制度」で一定以上の評価を受けられた場合、0.1%割引引きします。(ただし、兵庫県制度融資をご利用いただいた場合のみ)
- 「ひょうご中小企業技術評価制度」とは(公財)ひょうご産業活性化センターが実施している評価制度です。
- 小口零細企業保証に基づく自治体制度融資を利用した場合に、商工会・商工会議所からの推薦書が添付されている場合、0.1%割引引きします。

保証料の計算

保証料は、貸付金額、保証期間、保証料率、返済回数別係数に基づき、一定の計算式により算出されます。

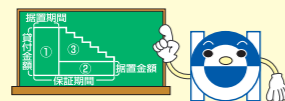
■保証料の基本計算式

$$\text{保証料} = \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

$$\text{① 据置期間部分の保証料} = \frac{\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{据置期間}}{12}$$

$$\text{② 据置金額部分の保証料} = \frac{\text{据置金額} \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間} - \text{据置期間})}{12}$$

$$\text{③ 分割返済部分の保証料} = \frac{(\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{返済回数別係数} \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間} - \text{据置期間})}{12}$$



(例) 貸付金額 1,000万円 保証期間 12か月(据置6か月) 保証料率 年1.15% 毎月100万円の均等分割返済(5回)、残額500万円期日一括払

- 1,000万円×1.15%×6÷12=57,500円
 - 400万円×1.15%×(12-6)÷12=23,000円
 - (1,000万円-400万円)×0.70×1.15%×(12-6)÷12=24,150円
- ①+②+③=104,650円

■返済回数別係数表

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

※返済回数別係数は、分割返済の場合の保証料を算出する際に、返済回数に応じたより実質的な保証料を算出するための数値です。

責任共有制度について

平成19年10月より、信用保証協会と金融機関との間で「責任共有制度」が導入されました。従来の保証付融資はお客様のお借入金額に対して、保証協会が原則として、100%保証していましたが、制度の導入により一部の保証制度を除いて、80%相当の保証となっています。

なお、基本的にはお客様にとって保証をご利用になる際の申込み手続きや、ご融資を受けた後の返済等は従来と変更ありません。

インフォメーション



信用保証協会団体信用生命保険について

当協会では、信用保証協会団体信用生命保険の取扱いを行っています。本制度は、中小企業者の方の事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図ることを目的とした信用保証協会のプラスワンサービスです。

※加入は中小企業者の任意であり、保証の諾否とは一切関係ありません。なお、加入に際しては所定の保険料をご負担いただきます。

個人情報の取扱いについて

当協会では、お客様よりお預かりした個人情報の管理について、法令等を遵守し適切な取扱いをしています。安心してご利用ください。

第三者介入介入の排除について

当協会では、公平・公正・平等な信用調査・審査をするため、次のとおり取扱いしています

- ◇ 第三者が介入・介入する申込はお断りします。
- ◇ 申込人以外の方の同席および交渉はお断りします。
- ◇ 申込人以外の方が持参または郵送した申込書は受付しません。
- ◇ 仲介手数料等の支払いが判明した申込はお断りします。

反社会的勢力の排除について

当協会は、これまで「反社会的勢力」を保証の対象から排除しておりますが、その姿勢を明確にするため、平成21年7月からは信用保証委託契約書に同勢力の排除条項を追加するなど、更なる取組みの強化を図っております。

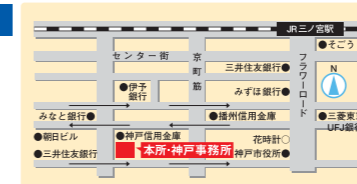
兵庫県信用保証協会ホームページも
あわせてご利用ください。

<http://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp>

兵庫県信用保証協会のネットワーク

本所・神戸事務所

〒651-0195 神戸市中央区浪花町62-1
TEL 078-393-3900(代表)
(担当区域) 神戸市、明石市、三木市



阪神事務所

〒660-0881 尼崎市昭通3丁目96
尼崎商工会議所会館3F
TEL 06-6411-4133(代表)
(担当区域) 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡



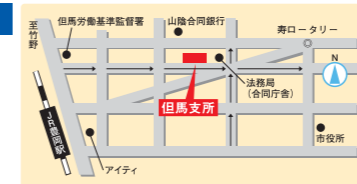
姫路支所

〒670-0965 姫路市東延末3丁目27-2
TEL 079-289-3611
(担当区域) 姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡



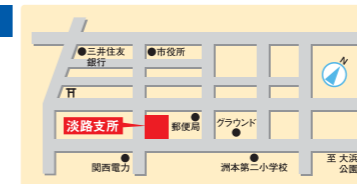
但馬支所

〒668-0024 豊岡市寿町8-7
TEL 0796-22-5171
(担当区域) 豊岡市、養父市、朝来市、美方郡



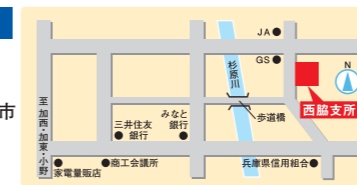
淡路支所

〒656-0025 洲本市本町3丁目1-8
TEL 0799-22-4493
(担当区域) 洲本市、南あわじ市、淡路市



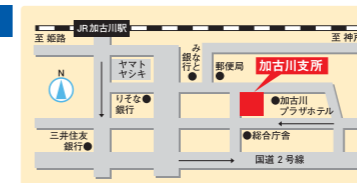
西脇支所

〒677-0015 西脇市西脇885-27
TEL 0795-22-6775
(担当区域) 西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、多可郡



加古川支所

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口527-4
TEL 079-424-1105
(担当区域) 加古川市、高砂市、加古郡



信用保証のご案内



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN



信用保証協会とは

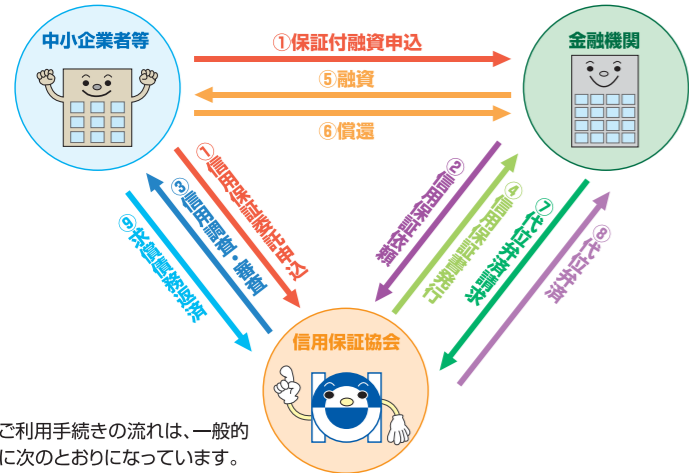
信用保証協会とは、中小企業者等が事業に必要な融資を受ける際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

現在、信用保証協会は全国に各都道府県を単位として47協会、市を単位として5協会、合わせて52の協会があります。

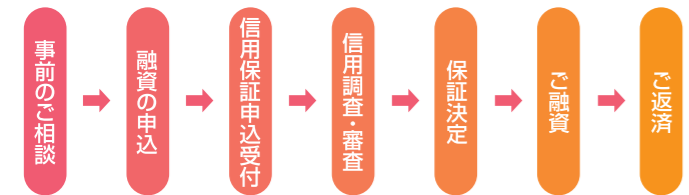
※当協会の利用企業者数は平成23年3月末時点で55,219企業となっており、県内中小企業者の約33%の方々にご利用を頂いております。

信用保証のしくみとご利用手続きの流れ

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者です。



ご利用手続きの流れは、一般的に次のとおりになっています。



信用保証協会ご利用のメリット

豊富な保証メニューが利用可能です。

長期の借入や反復・継続が可能な保証制度、低利かつ固定金利の自治体制度融資等をご利用いただくことが可能です。

原則として、第三者保証人が不要です。

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

新たに事業を開始される方もご利用いただけます。

信用保証協会では創業者向けの保証制度も取扱いを行っています。

ご利用いただける方

事業所在地

県内に事業所を有している方を対象としています。

※ただし、自治体制度融資の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。

企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれかが、次の基準に該当すれば、ご利用いただけます。(個人事業主については従業員の要件を満たす方)

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等(運送業、建設業を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人は、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。

次の業種については、下表のとおり基準を定めています。

業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業(自動車用または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

業種

ほとんどの業種が対象となりますが、農業・林業・漁業、金融・保険業、風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業種・業態については対象となりません。

※なお、業種に関わらず、反社会的勢力は保証の対象となりません。

※対象となる業種の詳細については、各事務所・支所までお問い合わせください。

業歴

客観的に事業を行っていることが明らかな方を対象としています。

※ただし、自治体制度融資の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。

許認可等

許認可や届出等を必要とする業種を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可や届出等を受けていることが必要です。

■許認可等が必要である業種の一例

業種	許認可権者	根拠法
飲食店	知事または市長	食品衛生法
建設業	国土交通大臣または知事	建設業法
古物商	公安委員会	古物営業法
一般貨物自動車運送業	運輸局長	貨物自動車運送事業法

保証の内容

保証限度額

	個人・会社・法人	組合
普通保証	2億円	4億円
無担保保証	8,000万円	8,000万円
合計	2億8,000万円	4億8,000万円

※なお経営安定関連保証や経営革新関連保証など、国の施策による特別な制度は、上記限度額とは別枠で各制度ごとに保証限度額が定められています。

保証期間

一般保証

運転資金、設備資金とともに概ね7年以内を目安とします。ただし、個別の案件によって判断しますのでご相談ください。

保証協会制度保証 自治体制度融資保証 特例保証等

それぞれの制度の定めによります。

資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」が対象です。生活資金・代表者個人の住宅資金・投機資金などは対象外となります。※設備資金の場合、借入後に設備導入を証する領収書(写)等をいただきます。

連帯保証人

個人事業主の場合	原則として不要
会社・医療法人の場合	原則として代表者のみ
組合の場合	原則として代表理事のみ

※ただし、実質的に経営権を有する方や、許認可等の名義人の方などを連帯保証人をお願いすることがあります。

担保

必要に応じて、不動産または有価証券などを担保として提供していただきます。

貸付利率

金融機関所定の利率となります。自治体制度融資を利用する場合は、制度ごとの定めによります。

主な制度についてのご案内

平成23年4月現在

特徴	制度名	保証限度額
通常の事業資金に	一般保証	2億8,000万円
資金調達が多様化に	流動資産担保融資保証	2億円
迅速な資金調達に	スーパーじんそく じんそく	1億円 5,000万円
急な資金ニーズに	クイック保証 クイックミニ保証	2,000万円 1,000万円
継続・反復での資金需要に	当座貸越根保証 事業者カードローン 当座貸越根保証	100万円以上 2億8,000万円以内 100万円以上 2,000万円以内
資金繰りの改善に	借換保証	2億8,000万円
小規模事業者の事業資金に	小口零細企業保証	1,250万円
商工会・商工会議所からの推薦を受けられる方に	地域ふれあい保証	1,250万円

兵庫県制度融資(抜粋)

特徴	制度名	融資限度額
長期の事業資金に	長期資金	5,000万円
短期の事業資金に	短期資金	3,000万円
低利な小口事業資金の調達に	小規模無担保貸付 特別小規模貸付	2,500万円 1,250万円
経営の安定に	経営円滑化貸付	1億円
迅速な資金調達に	経営活性化資金	設備5,000万円 運転3,000万円
新商品の開発資金等に	経営革新貸付	1億円
資金繰りの改善に	借換貸付	1億円

※詳細はそれぞれの制度の定めによります。

経営安定関連保証について

経営安定関連保証(セーフティネット保証)とは、国が指定する取引先企業等の倒産、業種の不況、自然災害等により経営の安定に支障をきたしている中小企業者の方へ、一般保証とは別枠で保証を行う制度です。

■ご利用いただける方

経済産業省が指定した以下の事由に該当し、所定の要件を満たしており、事業所の所在市町長の認定を受けた方

1. 取引先の倒産による連鎖倒産防止対策を必要とする企業
2. 取引先のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けた企業
3. 災害等により影響を受けた特定地域の特定業種
4. 災害等により影響を受けた特定の地域の企業
5. 不況業種に属する企業
6. 破綻金融機関と融資取引のある企業
7. 金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入金が減少している企業
8. 整理回収機構に貸付債権が譲渡された方のうち、再生可能性があると認められる企業

(上記制度のお申込方法につきましては、当協会窓口または金融機関にお問い合わせください。)

上記の一覧表は制度の概要を示したものです。詳細についてはご相談ください。保証申込に際しましては、審査がございます。審査の結果、ご意向に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。